

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の公表

発注見通し調書

担当部局：淀川区役所 総務課

整理番号	案件名称	契約の締結を予定する時期	選定基準	履行場所等	事業担当	備考
1	市民協働型自転車利用適正化等業務（十三駅周辺）にかかる支出について	令和8年4月中	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者施設関係のうち福祉局長が公表する障がい者施設又はシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体（役務の提供）のうち本案件の履行が可能なものを選定する。	大阪市淀川区役所4階 住所：大阪市淀川区十三東2丁目3番3号	大阪市淀川区役所4階 市民協働課 担当：松本・山岸	
2	市民協働型自転車利用適正化等業務（三国駅周辺）にかかる支出について	令和8年4月中	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者施設関係のうち福祉局長が公表する障がい者施設又はシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体（役務の提供）のうち本案件の履行が可能なものを選定する。	大阪市淀川区役所4階 住所：大阪市淀川区十三東2丁目3番3号	大阪市淀川区役所4階 市民協働課 担当：松本・山岸	
3	市民協働型自転車利用適正化等業務（新大阪・西中島駅周辺）（その2）の実施について	令和8年4月中	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者施設関係のうち福祉局長が公表する障がい者施設又はシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体（役務の提供）のうち本案件の履行が可能なものを選定する。	大阪市淀川区役所4階 住所：大阪市淀川区十三東2丁目3番3号	大阪市淀川区役所4階 市民協働課 担当：松本・久村	